

## **[事案 2019-309] 入院給付金支払請求**

・令和2年9月14日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款上の入院に該当しないとして、一部の入院期間についてのみしか給付金が支払われなかったことを不服として、入院全期間の給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

肩関節鏡下関節授動術の手術を受け9日間入院した後、同病院の地域包括支援病棟へ転院して約2か月間入院したため、平成21年4月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款上の入院に該当しないとして、地域包括支援病棟転院後の給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、地域包括支援病棟での入院分についても入院給付金を支払ってほしい。

- (1)手術後の治療として、担当医も最低4週間の入院が必要と計画書に書いている。
- (2)地域包括支援病棟に移り、リハビリ治療含め継続的な治療は必要であった。右手の痺れも出現し、早期退院も難しい状況であった。
- (3)独身で、早期に退院しても肩の動きや痛みで日常の生活に支障が生じるため、ある程度の入院治療は必要であった。
- (4)他社契約では地域包括支援病棟での入院分の給付金も支払われた。

### **<保険会社の主張>**

地域包括支援病棟の入院は、リハビリ治療が主たる治療内容であり、外来での通院で対応可能な治療であることから、約款で定める入院には該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、地域包括支援病棟での入院については、約款に定める「常に医師の管理下において治療に専念すること」が必要であった入院とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。